

戸田市教育委員会指定校変更許可基準

この基準は、戸田市に住民登録があり、戸田市内の小・中学校に在籍する児童生徒が、通学区域を越えた小・中学校への通学を希望する場合に適用するものです。

令和4年4月1日施行

	該当事由	対象学年	許可基準	許可期間 (最長)	添付書類
	学年途中の 転居	小学校 1～4年	学年途中で転居し、通学に支障がない場合	学年末まで	校長面談終了書及び建築確認書(写)、 売買契約書(写)又は 賃貸借契約書 (写)
小学校 5・6年		卒業まで			
中学校 全学年		卒業まで			
	転居の予定	小学校 中学校 全学年	新たに指定校以外の学校に就学をすることとなる日からおおむね6か月以内に自宅の新築若しくは改築又はマンション若しくはアパートの入居等による転居予定があり、通学に支障がないと学校が認めた場合	入居予定日まで	建築確認書(写)、 売買契約書(写)又は 賃貸借契約書 (写)
	留守家庭	小学校 全学年	両親共働き等(ひとり親の就業を含む。)により留守になる家庭で、戸田市在住の祖父母等の家から通学する場合	学年末まで	勤務証明書及び児童を保護する旨の証明書
両親(ひとり親を含む。)が戸田市内(自宅を除く。)で商店等を営業し、自宅を留守にする家庭で、その商店等から通学する場合			学年末まで	勤務証明書又は営業証明書	